

姫路市地域見守りネットワーク事業【通報基準】

外観から見た異変	① 郵便物、新聞等の配達物が取り入れられていない状態が続いている。 ② 同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。 ③ 日中でも室内の電灯が点いたままの状態が続いている。 ④ 夜でも室内の電灯が点いていない状態が続いている。 ⑤ 早朝でも室内の電灯が点いたままの状態が続いている。 ⑥ 玄関のドアなどが、開いたままの状態が続いている。 ⑦ 配達物や検針票をいつもは手渡す人に会えない状態が続いている。 ⑧ 庭の手入れやゴミ処理がされていない状態が続いている。 ⑨ 各種メーターの増減が通常時よりも極端な状態である。 ⑩ 多額の料金滞納があるなど、明らかに生活に困窮している状態である。 ⑪ ペットの様子がいつもと異なる。(衰弱、凶暴化している。) ⑫ 異臭・異音がする状態である。
本人の姿から見た異変	① 倒れたり、座り込んでいて呼びかけに応じない。 ② 以前と比べて、歩行等の動作が不自由になっている。 ③ 極端に痩せている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガ、アザが見られる。 ④ 季節にあった服装をしていない。(夏でも厚着、冬でも薄着など。) ⑤ 体や服が異常に汚れている。 ⑥ 同じ話を繰り返す、話を聞こうとしない、一方的に話す。 ⑦ 辻褃の合わない話をする。伝えただけの事を忘れる。 ⑧ 認知症なのかわからないが、家の付近をはいかいしている。